

○ 一般職の職員給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第一条関係）

改正案

現行

第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の十において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除いた全額とする。

第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第十三条の三の規定による手当を含む。第十九条の十一において同じ。）、ハワイ観測所勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び義務教育等教員特別手当を除いた全額とする。

2 第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

2 第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 五 略
- 六 教育職俸給表（別表第六）
- イ 教育職俸給表（一）
- ロ 教育職俸給表（二）

- 一 五 略
- 六 教育職俸給表（別表第六）
- イ 教育職俸給表（一）
- ロ 教育職俸給表（二）
- ハ 教育職俸給表（三）
- ニ 教育職俸給表（四）

2・3 七 十 略

2・3 七 十 略

（研究員調整手当）
第十一条の八 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に関する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関（第十一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域に所在する官署及び同号の人事院規則で定める官署を除く。）で人事院規則で定めるものに勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

3|2| 略
4| 前二項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
4| 第一項の規定により研究員調整手当を支給される職員が前三条の規定により調整手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による調整手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

（研究員調整手当）
第十一条の八 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に関する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関（第十一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域に所在する官署及び同号の人事院規則で定める官署を除く。）で人事院規則で定めるもの（以下「特定試験研究機関」という。）に勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。
2| 研究員調整手当は、特定試験研究機関以外の機関で共同研究等により特定試験研究機関との有機的な連携が図られている機関（第十一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域に所在する官署及び同号の人事院規則で定める官署を除く。）として人事院規則で定めるものに勤務する職員のうち教育職俸給表（一）の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（教育研究に関する業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）にも支給する。
4|3| 略
5| 前三項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
4|3| 第一項又は第二項の規定により研究員調整手当を支給される職員が前三条の規定により調整手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による調整手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

2 第十四条 略

2 第十三条の三 略
（ハワイ観測所勤務手当）
第十四条 官署を異にする異動により国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関に置かれる観測所でアメリカ合衆国のハワイ島に所在するものに勤務することとなつた職員には、ハワイ観測所勤務手当を支給する。
2| ハワイ観測所勤務手当の月額は、俸給及び第十一条第二項に規定する扶養親族のうち職員と同居する扶養親族（人事院規則で定めるこれに準ずる扶養親族を含む。）に係る扶養手当の月額の合計額に百分の八十を乗じて得た額（その額が二十五万円に満たないときは、二十五万円）の百分の七十五から百分の百二十五までの範囲内において人事院規則で定める額とする。
3| 第一項に規定する観測所に勤務する職員のうち、同項の規定によりハワイ観測所勤務手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、ハワイ観測所勤務手当を支給する。
4| 前三項に規定するもののほか、ハワイ観測所勤務手当の支給期間その他ハワイ観測所勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

（義務教育等教員特別手当）
第十九条の九 義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する

(特定の職員についての適用除外)
第十九条の九 略

3|2| 略
第十九条の三から第十一条の二まで、第十一条の四から第十一条の九まで、第十二条の二、第十三条の二及び第十四条の規定は、再任用職員には適用しない。

(俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当等の支給方

(法)
第十九条の十 略

2| 教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。義務教育等教員特別手当の月額は、二万二百円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事院規則で定める。

3| 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、幼稚園又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、第一項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4| 第一項及び前項において「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものをいう。

5| 前各項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)
第十九条の十 略

2| 第十九条の三から第十一条の八まで、第十二条、第十二条の二、第十三条の二及び第十三条の三の規定は、第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受ける職員には適用しない。

4|3| 略
第十九条の三から第十一条の二まで、第十一条の四から第十一条の九まで、第十二条の二、第十三条の二及び第十三条の三の規定は、再任用職員には適用しない。

(俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当等の支給方

(法)
第十九条の十一 略

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

Table with columns for grade (1-5), salary amount, and position. Includes a '備考' section explaining the table's purpose for university staff.

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

Table with columns for grade (1-4), salary amount, and position. Includes a '備考' section explaining the table's purpose for university staff.

ロ 教育職俸給表(二)

Table with columns for grade (1-4), salary amount, and position. Includes a '備考' section explaining the table's purpose for university staff.

ロ 教育職俸給表(二)

Table with columns for grade (1-3), salary amount, and position. Includes a '備考' section explaining the table's purpose for university staff.

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに相当するもの、大学の指定するものに勤務する校長、教員、事務職、教育職員、事務職員、実習指導員、実習助手、その他の職員を大学役員以外の職員に定めるものとする。

(二) この表の運用に受ける職員は、その職務の履行が専らである職員で人事院規則で定めるところの職務月額は、この表の額は、500円を上げて支給した額とする。

備考 この表は、高等学校等学校に勤務する教育施設で入学生の指定するものに勤務し、職責に必要なた

所の教授を行う職員その他の職員で入学院規則で定めるところのものとする。

ハ 教育関係給表(三)

職員の 区分	職階 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	147,400	—	—	—
2	2	153,600	162,900	270,000	400,100
3	3	160,800	171,200	283,600	408,800
4	4	168,700	180,200	297,400	417,200
5	5	—	191,100	311,100	425,600
6	6	177,700	198,000	324,600	433,200
7	7	187,700	205,000	337,800	441,600
8	8	194,300	212,400	347,900	449,200
9	9	200,900	220,300	358,000	456,400
10	10	207,500	231,300	369,200	463,300
11	11	214,200	242,800	377,000	470,000
12	12	221,100	254,400	385,400	476,900
13	13	228,400	266,700	393,400	484,000
14	14	235,600	279,400	401,200	490,400
15	15	242,600	292,500	408,700	495,600
16	16	249,700	306,100	416,100	499,500
17	17	256,200	319,500	423,300	—
18	18	262,600	332,100	430,000	—
19	19	269,100	342,000	436,600	—
20	20	274,900	342,000	443,100	—
21	21	280,200	351,800	448,900	—
22	22	285,100	361,700	454,300	—
23	23	289,800	370,000	458,900	—
24	24	293,900	378,200	463,100	—
25	25	297,300	385,800	466,800	—
26	26	300,600	392,600	469,900	—
27	27	303,900	398,900	472,700	—
28	28	306,300	404,600	—	—
29	29	308,100	409,800	—	—
30	30	309,900	414,600	—	—
31	31	311,600	419,400	—	—
32	32	313,300	424,100	—	—
33	33	315,000	428,100	—	—
34	34	—	432,300	—	—
35	35	—	436,200	—	—
36	36	—	439,800	—	—
責任 用職 員		227,100	442,200	347,200	420,800
			280,300		

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので、人学院の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教、その他の職員で、人事院規則で定められるものは含まない。

ニ 教育関係給表(四)

職員の 区分	職階 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	—	204,000	252,700	315,700	452,200
2	2	169,500	212,300	265,600	330,600	463,400
3	3	180,100	220,800	278,300	345,800	474,600
4	4	191,400	230,200	292,200	360,700	485,800
5	5	202,800	239,500	306,400	375,700	497,000
6	6	209,700	251,900	320,200	386,600	508,200
7	7	217,000	264,200	335,200	397,000	519,500
8	8	224,800	276,600	350,100	407,700	529,800
9	9	232,600	289,100	365,100	417,600	539,000
10	10	240,700	302,100	376,000	429,300	548,100
11	11	249,000	314,900	386,400	440,800	556,900
12	12	257,200	327,700	396,900	452,300	565,900
13	13	265,200	340,500	406,500	463,500	572,900
14	14	272,700	353,100	415,600	474,700	580,400
15	15	280,300	365,000	423,900	485,900	588,400
16	16	287,500	370,900	431,900	497,100	590,000
17	17	294,600	379,700	439,500	508,300	—
18	18	301,300	388,000	446,400	516,500	—
19	19	307,600	397,600	452,500	521,800	—
20	20	313,200	403,800	457,800	526,900	—
21	21	318,400	411,600	462,800	532,500	—
22	22	323,200	419,000	467,500	538,200	—
23	23	328,000	428,100	472,200	543,500	—
24	24	332,200	432,200	476,900	548,100	—
25	25	336,100	437,400	480,400	552,200	—
26	26	339,500	442,400	483,600	—	—
27	27	342,000	447,000	486,900	—	—
28	28	344,300	451,700	—	—	—
29	29	346,900	456,400	—	—	—
30	30	349,600	459,800	—	—	—
31	31	352,200	463,000	—	—	—
32	32	354,700	466,100	—	—	—
33	33	357,100	—	—	—	—
34	34	359,500	—	—	—	—
35	35	362,100	—	—	—	—
36	36	364,700	—	—	—	—
37	37	367,200	—	—	—	—
責任 用職 員		252,200	301,700	326,800	403,600	482,000

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので、人学院の指定するものに勤務する校長、教頭、副校長、課長、助手その他の職員の人事院規則で定められるものに適用する。

別表第十 指定職俸給表 (第六条関係)

号	俸 給 月 額
1	573,000
2	636,000
3	704,000
4	783,000
5	843,000
6	906,000
7	991,000
8	1,069,000
9	1,146,000
10	1,227,000
11	1,301,000
12	1,328,000

備考 この表は、普通次官、外務の長、大学の学長、高等師範長、高等研究所の長、病院又は診療所の長その他の官職に占める職員で人事院規則で定められたものに限用する。

別表第十 指定職俸給表 (第六条関係)

号	俸 給 月 額
1	573,000
2	636,000
3	704,000
4	783,000
5	843,000
6	906,000
7	991,000
8	1,069,000
9	1,146,000
10	1,227,000
11	1,301,000

備考 この表は、普通次官、外務の長、高等師範長、高等研究所の長、病院又は診療所の長その他の官職に占める職員で人事院規則で定められたものに限用する。

○ 国家公務員の寒冷地手当に関する法律 (昭和二十四年法律第二百号) (第二条関係)

改正案

(寒冷地手当の支給)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百号)第二条に規定する一般職に属する職員(以下この条及び次条において単に「職員」という。)のうち、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日(次条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(常時勤務に服する職員に限り、同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。次条において「支給対象職員」という。)に対しては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の次条において「一般職給与法」という。)に規定する給与のほか、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

一 別表に掲げる地域に在勤する職員

二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署として総務大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は総務大臣が定める区域に居住するもの

(寒冷地手当の額)

第二条 前条第一号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

現行

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百号)第二条に規定する一般職に属する職員のうち、総務大臣が定める日(以下「基準日」という。)において北海道その他寒冷の地域で総務大臣が定めるもの(以下「寒冷地」という。)に在勤する職員(常時勤務に服する職員をい、同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)並びに一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下「一般職給与法」という。)(第二十三条第一項から第三項まで及び第五項の規定により給与の支給を受けている職員並びに総務大臣が定める職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)に対しては、一般職給与法に規定する給与のほか、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。基準日の翌日から総務大臣が定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として寒冷地に在勤することとなつた者(この条及び第二条の二の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者並びに総務大臣が定める者を除く。)に対しても、同様とする。

第二条 北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準額に、支給地域の区分及び基準日(基準日の翌日から前条後段の総務大臣が定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下同じ

地域の区分	世帯等の区分	
	世帯主である職員 扶養親族のある職員	その他の世帯主 である職員 その他の職員
一級地	三三、三六〇円	一四、五〇〇円
二級地	三三、三六〇円	一〇、三〇〇円
三級地	三三、三六〇円	八、八〇〇円
四級地	一七、八〇〇円	七、三〇〇円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないものうち、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（総務大臣が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして総務大臣が定めるものを含まないものとする。

2) 前条第二号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表四級地の項に掲げる額とする。

3) 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前二項の規定にかかわらず、

支給地域の区分	世帯等の区分	
	世帯主である職員 扶養親族のある職員	扶養親族のない職員 その他の職員
甲地	六六、五〇〇円	四四、三〇〇円
乙地	五二、六〇〇円	三三、四〇〇円
丙地	三六、六〇〇円	二二、五〇〇円

2) 北海道以外の寒冷地で総務大臣が定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日に在勤する職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては一万六千五百円（扶養親族のない職員にあつては、一万千円）、その他の職員にあつては五千五百円を超えない範囲内で総務大臣が定める額を加算した額とする。

3) 北海道及び前項の規定により総務大臣が定める地域以外の寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日に在勤する職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族が三人以上ある職員にあつては十六万三千七百円、扶養親族が一人又は二人ある職員にあつては十三万六千五百円、扶養親族のない職員にあつては八万二千円を超えない範囲内で総務大臣が定める額とする。

4) 当該各号に定める額とする。

一 一般職給与法第二十三條第二項、第三項又は第五項の規定により給与の支給を受ける職員 前二項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第二項、第三項又は第五項の規定による割合を乗じて得た額

二 一般職給与法附則第七項の規定の適用を受ける職員 前二項の規定による額からその半額を減じた額

三 前二号に掲げるもののほか、国家公務員法第八十二條の規定により停職にされている職員その他の総務大臣が定める職員 零

4) 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前三項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による額を超えない範囲内で、総務大臣が定める額とする。

一 基準日において前項各号に掲げる職員の内、いずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかにも該当しない支給対象職員となつた場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として総務大臣が定める場合

5) 第一項の表に掲げる地域の区分は、別表のとおりとする。

5) 前条後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、寒冷地手当の支給を受けることとなつた日における当該職員の世帯等の区分をもつて基準日におけるこれらの規定による寒冷地手当の範囲内である当該職員が当該寒冷地に在勤することとなつた日その他の事情を考慮して総務大臣が定める額とする。

6) 第一項の表に掲げる支給地域の区分は、別表のとおりとする。

第二條の二 寒冷地手当は、基準日において寒冷地に在

勤する一般職給与法第二十三条第一項から第三項まで及び第五項の規定により給与の支給を受ける職員（再任用職員及び総務大臣が定める職員を除く。以下この項において「有給休職者」という。）にも支給する。基準日の翌日から総務大臣が定める日までの間に有給休職者として寒冷地に在勤することとなつた者（第一條及びこの條の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者並びに総務大臣が定める者を除く。）に対しては、同様とする。

2) 一般職給与法第二十三条第一項の規定により給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条第一項から第五項までの規定に準じて算出した額とし、一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項の規定により給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条第一項から第五項までの規定に準じて算出した額に、その者の俸給の支給について用いられた一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項の規定による割合を乗じて得た額とする。

第三条 第一条又は前条の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、総務大臣が定める期間内に、次に掲げる事由が生じた場合（総務大臣が定める場合を除く。）には、当該職員に、その事由が生じた日における当該職員の支給地域の区分、世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもつて基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して総務大臣が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

一 寒冷地手当の額の異なる地域又は寒冷地以外の地域への異動

二 世帯等の区分の変更

三 職員でなくなること。
四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事由

第四条 北海道及び第二条第二項の規定により総務大臣が定める地域以外の寒冷地に豪雪があつた場合においては、総務大臣が定める当該豪雪に係る地域に総務大臣が定める期間内に在勤する職員（総務大臣が定める職員を除く。）で第一条又は第二条の二の規定により寒冷地手当の支給を受けたものに、当該支給額のほか、七千五百円を超えない範囲内で総務大臣が定める額を寒冷地手当として支給する。

第五条 第二条から前条までに規定するものを除くほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

2 総務大臣は、第一条、第二条第二項、第四項及び第五項、第二条の二第一項、第三条、前条並びに前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならぬ。

第六条 人事院は、この法律に定める給与に関して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することができる。

（総務大臣への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

2 総務大臣は、第一条、前条第一項、第三項及び第四項並びに前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならぬ。

（人事院の勧告等）

第四条 人事院は、この法律に定める給与に関して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することができる。

（防衛庁の職員への準用）

第五条 第一条、第二条（第三項第二号を除く。）及び第三条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項
第一条第一号	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。）	防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）
第一条第一号	在勤する職員	在勤する職員及び当該地域に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
第二条第一項	掲げる額	掲げる額（政令で定める自衛官にあつては、同表に掲げる額の

第二条第一項の表備考	一般職給与法	二分の一に相当する額を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額）
第二条第二項	掲げる額	掲げる額（政令で定める自衛官にあつては、同表四級地の項に掲げる額の二分の一に相当する額を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額
第二条第三項第一号	一般職給与法第二十三條第二項、第三項又は第五項	防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三條第二項、第三項又は第五項
第二条第三項第	国家公務員法第	自衛隊法第四十

三 号	八十二 条	六 条
第三 条第二 项	人事 院の勅 告に基 づいて	一般 職に属 する 国家公 務員と の均 衡を考 慮して

第七条 この法律の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、この法律の規定中「総務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第一条中「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項」と、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。第二十三条第一項から第三項まで及び第五項）」と、「一般職給与法」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律に」と、第二条の二第一項中「一般職給与法第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」と、同条第二項中「一般職給与法第二十三条第一項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三条第一項」と、「一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三条第二項、第三項及び第五項」と、第五項第二項中「人事院の勅告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国

家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるものとす

21

自衛官については、前項前段の規定にかかわらず、第一条後段、第二条第五項、第二条の二第一項後段及び第三条の規定以外のこの法律の規定を準用するものとし、この場合における読替えは、前項後段に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

一 第一条前段中「定める日（以下「基準日」という。）（一）とあるのは「定める期間内」と、「に対しては」とあるのは「及び当該寒冷地に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員（以下「乗組員」という。）に対しては」と読み替えるものとする。

二 第二条第一項及び第二項並びに第四条中「在勤する職員」とあるのは、「在勤する職員及び乗組員で政令で定める自衛官以外のもの」と読み替えるものとする。

三 第二条第一項中「及び基準日（基準日の翌日から前条後段の」とあるのは「及び」と、「までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日以下同じ。」における」とあるのは「における」と読み替えるものとする。

四 第二条第二項及び第四項並びに第二条の二第一項前段中「基準日」とあるのは、「内閣総理大臣が定める日」と読み替えるものとする。

五 第二条第一項中「次の表に掲げる額」とあるのは、「次の表に掲げる額（内閣総理大臣が定める期間を通じて同）の条件で船舶に乗り組む職員（当該期間を通じて同一の条件で船舶に乗り組む乗組員を含む。次項及び第四項において同じ。）で内閣総理大臣が定めるもの以外の職員にあつては、寒冷地に在勤する

別表（第一条、第二条関係）

一級地	地域の区分	地域
北海道のうち		旭川市 帯広市 北見市 夕張市 釧路市 網走市 紋別市 名寄市 滝川市 砂川市 富良野市 深川市 余市郡のうち 共和町 岩内郡のうち 余市郡の

別表

甲地	乙地
旭川市 釧路市 帯広市 北見市 網走市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市	名寄市 根室市 後志支庁管内 狩太町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極村、倶知安町及び赤井川村、空知支庁管内 江部乙町、音江村、深川町、妹背牛町、秩父別町、一己村、納内村、多度志村、雨龍村、北龍村、沼田町及び幌加内町 上川支庁管内 留萌支庁管内 宗谷支庁管内 網走支庁管内 日高支庁管内 十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内

3| 日数、支給地域又は世帯等の区分の変更その他の事情に応じ、内閣総理大臣が定めるところにより算定した額」と読み替えるものとする。

六 第二条第二項及び第四項中「定める額」とあるのは、「一定の額（内閣総理大臣が定める期間を通じて同一の条件で在勤する職員で内閣総理大臣が定めるもの以外の職員にあつては、寒冷地に在勤する日数、世帯等の区分の変更その他の事情に応じ、内閣総理大臣が定めるところにより算定した額）」と読み替えるものとする。

七 第二条第三項中「在勤する職員」とあるのは、「在勤する職員及び乗組員並びに前二項の政令で定める自衛官」と読み替えるものとする。

八 第二条の二中「給与の支給を受ける職員」とあるのは、「給与の支給を受ける職員及び乗組員」と読み替えるものとする。

3| 自衛官に対する寒冷地手当は、第四条の規定による額を除き、内閣総理大臣が定める期間内の各月に分割して支給する。

二級地	地域の区分	地域
北海道のうち		旭川市 釧路市 帯広市 北見市 夕張市 釧路市 網走市 紋別市 名寄市 滝川市 砂川市 富良野市 深川市 余市郡のうち 共和町 岩内郡のうち 余市郡の 留萌支庁管内のうち 幌延町 天塩郡のうち 天塩郡 宗谷支庁管内のうち 枝幸郡のうち 浜頓別町、中頓別町及び歌登町 天塩郡 網走支庁管内 胆振支庁管内のうち 有珠郡のうち 大滝村 勇払郡のうち 早来町、追分町、厚真町及び穂別町 日高支庁管内のうち 十勝支庁管内のうち 日高町及び平取町 十勝支庁管内のうち 河東郡 上川郡のうち 清水町 河西郡 広尾郡のうち 忠類村及び大樹町 中川郡 足寄郡 十勝郡 釧路支庁管内のうち 川上郡 阿寒郡 白糠郡のうち 音別町 根室支庁管内のうち 野付郡 標津郡のうち 中標津町

甲地	乙地
旭川市 釧路市 帯広市 北見市 網走市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市	名寄市 根室市 後志支庁管内 狩太町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極村、倶知安町及び赤井川村、空知支庁管内 江部乙町、音江村、深川町、妹背牛町、秩父別町、一己村、納内村、多度志村、雨龍村、北龍村、沼田町及び幌加内町 上川支庁管内 留萌支庁管内 宗谷支庁管内 網走支庁管内 日高支庁管内 十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内

石狩支庁管内 渡島支庁管内のうち 松前郡のうち福島町 町及び木古内町 亀田郡のうち七飯町 山越郡 檜山支庁管内のうち 檜山郡のうち厚沢部町 檜山町及び今金町 後志支庁管内のうち 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 岩内郡のうち 岩内町 古宇郡のうち泊村 積丹郡 古 平郡 余市郡のうち仁木町及び余市町 空知支庁管内のうち 空知郡のうち北村、栗沢町及び南幌町 夕張郡 樺戸郡のうち月形町 留萌支庁管内のうち 留萌郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡のうち 遠別町及び天塩町 宗谷支庁管内のうち 枝幸郡のうち枝幸町 札文郡 利尻郡 胆振支庁管内のうち 虻田郡のうち豊浦町及び洞爺村 有珠郡 のうちの壮瞥町 白老郡 勇払郡のうち鶴 川町 日高支庁管内のうち 沙流郡のうち門別町 新冠郡 三石郡 様似郡 十勝支庁管内のうち 上川郡のうち新得町 広尾郡のうち広尾 町 釧路支庁管内のうち
--

石狩支庁管内 渡島支庁管内 長万部町 檜山支庁管内 瀬棚町、北檜山町及び今金町 後志支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外 の地域 空知支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外 の地域 胆振支庁管内 日高支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外 の地域	丙地 函館市 渡島支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外 の地域 檜山支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外 の地域
--	---

備考 この表に掲げる名称は、昭和三十五年一月一日
における名称とし、同表に定める地域は、それら
の名称を有するもの同日における区域を用いて
示された地域とし、その後におけるそれらの名称
の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変
更によつて影響されないものとする。

三級地 北海道のうち 函館市 室蘭市 登別市 伊達市 渡島支庁管内のうち 松前郡のうち松前町 上磯郡のうち上磯 町 亀田郡のうち大野町、戸井町、恵山 町及び榎法華村 茅部郡 檜山支庁管内のうち 檜山郡のうち江差町及び上ノ国町 爾志 郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡のうち瀬棚 町 後志支庁管内のうち 古宇郡のうち神恵内村 胆振支庁管内のうち 虻田郡のうち虻田町 日高支庁管内のうち 静内郡 浦河郡 幌泉郡	四級地 青森県 岩手県のうち 盛岡市 水沢市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 江刺市 二戸市 岩手 郡 紫波郡 稗貫郡 和賀郡 胆沢郡 西 磐井郡のうち平泉町 東磐井郡のうち大東 町、千厩町及び東山町 氣仙郡 上閉伊郡 のうちの宮守村 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡 宮城県のうち 古川市 刈田郡のうち七ヶ宿町 柴田郡の
---	---

沼田市	北群馬郡のうち伊香保町、吾妻郡のうち中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村及び高山村、利根郡
新潟県のうち	長岡市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、栃尾市、新井市、五泉市、上越市、中蒲原郡のうち村松町、南蒲原郡のうち下田村、東蒲原郡のうち津川町、上川村及び三川村、三島郡のうち越路町、古志郡、北魚沼郡、南魚沼郡、中魚沼郡、刈羽郡のうち高柳町及び小国町、東頸城郡、中頸城郡のうち頸城村、妙高高原町、中郷村、妙高村、板倉町、清里村及び三和村、西頸城郡のうち青海町、岩船郡のうち山北町
富山県のうち	上新川郡のうち上市町、下新川郡のうち宇奈月町、婦負郡のうち山田村及び細入村、東礪波郡のうち城端町、平村、上平村、利賀村及び井口村
石川県のうち	石川郡のうち鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村及び白峰村
福井県のうち	勝山市、吉田郡のうち上志比村、大野郡、今立郡のうち池田町、南条郡のうち今庄町
山梨県のうち	富士吉田市、東山梨郡のうち三富村及び大和村、東八代郡のうち芦川村、西八代郡のうち上九一色村、北巨摩郡のうち高根町、長坂町、大泉村及び小淵沢町、南都留郡の

群馬県のうち	日光市、上都賀郡のうち足尾町、塩谷郡のうち栗山村及び藤原町、那須郡のうち塩原町、飯館村
栃木県のうち	日光市、上都賀郡のうち足尾町、塩谷郡のうち栗山村及び藤原町、那須郡のうち塩原町、飯館村
福島県のうち	喜多方市、安達郡のうち大玉村、白沢村、岩代町及び東和町、岩瀬郡、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、西白河郡、東白川郡のうち棚倉町及び鮫川村、石川郡、田村郡のうち三春町、大越町、都路村、常葉町及び船引町、双葉郡のうち川内村及び葛尾村、相馬郡のうち飯館村
山形県のうち	米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡、東田川郡のうち朝日村
秋田県のうち	能代市、横手市、大館市、湯沢市、秋田市、鹿角市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、河辺郡、由利郡のうち矢島町、由利町、鳥海町及び東由利町、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡
茨城県のうち	黒川郡のうち大和町及び大井町、加美郡、志田郡のうち三本木町、玉造村、栗原郡のうち築館町、栗駒町、高清水町、一迫町、鷲沢町、金成町、志波姫町及び花山村

うち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町 北都留郡のうち小菅村及び丹波山村

長野県のうち
 長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市
 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市
 佐久市 千曲市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡のうち高遠町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村及び長谷村 下伊那郡のうち阿南町、清内路村、阿智村、浪合村、平谷村、根羽村、売木村、泰阜村、大鹿村及び上村 木曾郡のうち木曾福島町、上松町、南木曾町、檜川村、木祖村、日義村、開田村、三岳村、王滝村及び大桑村 東筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 更級郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡

岐阜県のうち
 高山市 飛騨市 揖斐郡のうち藤橋村及び坂内村 加茂郡のうち東白川村 恵那郡のうち川上村及び加子母村 大野郡 吉城郡

滋賀県のうち
 伊香郡のうち余呉町

兵庫県のうち
 美方郡のうち村岡町及び美方町

和歌山県のうち
 伊都郡のうち高野町

鳥取県のうち
 日野郡のうち日野町、江府町及び溝口町

島根県のうち

飯石郡のうち頓原町

岡山県のうち
 真庭郡のうち湯原町、新庄村、川上村、八束村及び中和村 苫田郡のうち上齋原村及び阿波村 英田郡のうち西粟倉村

広島県のうち
 山県郡のうち芸北町 比婆郡のうち高野町及び比和町

備考
 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第六条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 各庁の長は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表十一号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額とすることができる。</p> <p>5・6 略</p>	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第六条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 各庁の長は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表十二号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額とすることができる。</p> <p>5・6 略</p>

○ 一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各庁の長は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表十一号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額とすることができる。</p> <p>4・5 略</p> <p>（給与法の適用除外等）</p> <p>第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十一条の九及び第十九条の七の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の四、第十一条の八第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三十二条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七條の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは、「この法律及び</p>	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 各庁の長は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表十二号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額とすることができる。</p> <p>4・5 略</p> <p>（給与法の適用除外等）</p> <p>第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の九の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の四、第十一条の八第一項及び第二項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三十二条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七條の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは、「</p>

任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の四期中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、「同条」とあるのは「前条」と、給与法第十一条の八第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の百七十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の四中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、「同条」とあるのは「前条」と、給与法第十一条の八第一項及び第二項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の百七十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

○ 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十四号）（附則第十九項関係）

改正案	現行
14 附則	14 附則
15 略	15 (高等部が設置されていない盲学校等に勤務する職員について)の暫定措置
16 略	15 盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で定める職員については、当分の間、教育職俸給表(二)を適用する。
15・16 略	16 (一)一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正
	18 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。
	6 附則第六項を次のように改める。
	19 (国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)
	19 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。
	第二條第二項中「何級の職務」を「何等級の職務」に、「第六條第二項第一号に規定する一般職俸給表による当該級の職務及び一般職俸給表」を「第六條第一項第一号に規定する行政職俸給表」による当該等級の職務及び行政職俸給表(一)に改める。
	第十二條中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十六条第一項中「七級」を「六等級」に、「六級」を「七等級」に、「十四級」を「二等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第十七条第一項中「七級」を「六等級」に、「六級」を「七等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

第三十二条中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十三条中「十五級以下十三級以上」を「一等級以下三等級以上」に、「十二級以下七級以上」を「四等級以下七等級以上」に、「六級以下」を「八等級」に、「十二級以下の」を「四等級以下の」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十四条第一項中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

別表第一の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

七円	三八〇円	一、九五〇円	一、五六〇円
三八〇円	「」を	二等級の職務にある者	七円
四〇〇円	二、〇八〇円	三等級の職務にある者	七円
	一、六六〇円	十三級及び十四級の職務にある者	四〇〇円

に

三八〇円 一、九五〇円 一、五六〇円 三八〇円

改め、同表の備考中「一般職の職員の給与に関する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域」を「東京都、大阪市、名古屋、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。

別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	一三、一一〇円
「」を	一八、八八〇円
二等級の職務にある者	二〇、四八〇円
三等級の職務にある者	二九、九二〇円
「」を	三七、九二〇円
「」を	四六、四〇〇円
「」を	五八、八八〇円
「」を	一五、八一〇円
「」を	一九、五五〇円
「」を	一四、八八〇円
「」を	一八、四〇〇円
「」を	一三、九四〇円
「」を	一一、七六〇円
「」を	三〇、九四〇円
「」を	四〇、二九〇円
「」を	二〇、四八〇円
「」を	二九、一一〇円
「」を	三七、九二〇円
「」を	四九、三〇〇円
「」を	六二、五六〇円
「」を	四六、四〇〇円
「」を	五八、八八〇円

に改める。

別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中「十三級及び十四級の職務にある者」

一、七六〇円	一、四〇〇円	五、二七〇円
四、二一〇円	二、三四〇円	一、七六〇円
一、九六〇円	一、九六〇円	一、七六〇円
一、五七〇円	一、五七〇円	一、五七〇円
一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
五、二七〇円	五、二七〇円	四、二一〇円
二、六一〇円	二、六一〇円	二、六一〇円
二、三四〇円	二、三四〇円	二、三四〇円

別表第二の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「十級」を「五等級」に改め、同表中「十三級及び十四級の職務にある者」

二〇、八〇〇円	二〇、八〇〇円	二〇、八〇〇円
四九、四〇〇円	四九、四〇〇円	四九、四〇〇円
七六、七〇〇円	七六、七〇〇円	七六、七〇〇円
八四、五〇〇円	八四、五〇〇円	八四、五〇〇円

に改める。

別表第二の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中「十三級及び十四級の職務にある者」

九二、三〇〇円	一〇〇、一〇〇円	九二、三〇〇円
一〇二、九五〇円	一一一、六五〇円	一〇二、九五〇円
三〇、四五〇円	四二、〇五〇円	三〇、四五〇円
二七、三〇〇円	三七、七〇〇円	二七、三〇〇円
六九、六〇〇円	八五、五五〇円	六九、六〇〇円
六二、四〇〇円	七六、七〇〇円	六二、四〇〇円
九二、三〇〇円	一〇〇、一〇〇円	九二、三〇〇円
七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	七〇、〇七〇円
一八〇、〇〇〇円	五六、〇六〇円	一八〇、〇〇〇円
八〇、〇八〇円	一四四、〇〇〇円	八〇、〇八〇円
二〇八、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇八、〇〇〇円

別表第二の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中「十三級及び十四級の職務にある者」

一〇八、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円
一〇八、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円
一〇八、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円
一〇八、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円

に改める。

20	(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。	七八、一六〇円 七〇、〇七〇円 一九〇、〇〇〇円 一八〇、〇〇〇円 八九、三二〇円 八〇、〇八〇円	九四、九一〇円 八五、〇九〇円 六二、五三〇円 五六、〇六〇円 一五二、〇〇〇円 一四四、〇〇〇円	一一一、六五〇円 一〇〇、一〇〇円 七五、九三〇円 六八、〇七〇円 二九〇、〇〇〇円 二六〇、〇〇〇円
21	(国家公務員の職階制に関する法律の一部改正) 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十号)の一部を次のように改正する。 附則第三項中「級」を「職務の等級」に改める。 (裁判所職員臨時措置法の一部改正) 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。 第三号中「第十條第三項」を削る。	二〇八、〇〇〇円 一三二、〇〇〇円	に改める。	
22	(国家公務員の職階制に関する法律の一部改正) 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十号)の一部を次のように改正する。 附則第三項中「級」を「職務の等級」に改める。 (裁判所職員臨時措置法の一部改正) 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。 第三号中「第十條第三項」を削る。			
23	(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。			
24	略			

25	(一部改正) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。 第四条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基く勤務地手当」以下「勤務地手当」という。()を支給する地域」を「政令で定める地域」に、「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。 第四条第三項、第五条第二項及び第四項、第六条第三項、第九条第二項、第十条第二項並びに第十三条第二項中「勤務地手当を支給する地域」を「政令で定める地域」に、「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。 第十三条第三項中「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。 (国家公務員災害補償法の一部改正) 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。 第四条第二項中「勤務地手当」を削る。 (国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正) 国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。 第四条第三項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。 (行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正) 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。 附則第十四項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。			
26	(国家公務員災害補償法の一部改正) 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。 第四条第二項中「勤務地手当」を削る。 (国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正) 国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。 第四条第三項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。 (行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正) 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。 附則第十四項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。			
27	(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正) 国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。 第四条第三項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。 (行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正) 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。 附則第十四項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。			
28	(行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。 附則第十四項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。			

29) (地方自治法の一部改正)
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十二条中「勤務地手当、」を削る。

附則第六条の次に次の三条を加える。

第六条の二 地方公共団体は、第二百四十二条に規定する手当を支給することができる外、当分の間、条例で、同条第一項の職員に対し、勤務地手当にかえて暫定手当を支給することができる。

第二百四十二条第三項及び第二百六条の規定は、前項に規定する暫定手当について適用する。

第六条の三 次に掲げる法律の規定中「勤務地手当、」を削る。

一 公立高等学校校定時制課程職員費国庫補助法(昭和二十三年法律第百三十四号)第一条

二 市町村立学校職員給与負担法第一条

三 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第百五十二号)第四条第一項

第六条の四 当分の間、改正後の公立高等学校校定時制課程職員費国庫補助法第一条、市町村立学校職員給与負担法第一条及び公立養護学校整備特別措置法第四条第一項中「扶養手当、」とあるのは「扶養手当、暫定手当、」と読み替えるものとする。

(国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の廃止)

30) 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭和二十五年法律第百六十六号)は、廃止する。

31) 次に掲げる法律をそれぞれ次の各号のように改正する。

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第百二十四号)附則第

九項を次のように改める。

9 削除

二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第百二十三号)附則第五項を削る。

三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第百二十二号)附則第三項を次のように改める。

3 削除

四 保安庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第百二十五号)附則第十二項を次のように改める。

12 削除

五 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第百六十六号)附則第十一項を次のように改める。

11 削除

六 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七条第一項第五号を削る。

改正案

現行

行

14 1 附則 13 略
 第一条中給与法第十三条の四を削る改正規定の施行の際第一条の規定（附則第一項第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の給与法（以下「旧給与法」という。）第十三条の四第一項又は第二項の規定により筑波研究学園都市移転手当を支給することとされていた職員（第一条の規定による改正後の給与法（以下「新給与法」という。））第十一条の八第一項の規定により研究員調整手当を支給されることとなる職員を除く。）については、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に筑波研究学園都市移転手当の従前の例による支給の割合を段階的に引き下げた割合を乗じて得た月額の暫定筑波研究学園都市移転手当を支給する。

17 15 16 略
 職員に附則第十四項又は第十五項の規定により暫定筑波研究学園都市移転手当が支給される間、新給与法第五条第一項中「期末特別手当」とあるのは「期末特別手当並びに一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百二十二号）附則第十四項及び第十五項の規定する暫定筑波研究学園都市移転手当」と、新給与法第十九条、第十九条の四、第四項及び第五項、第十九条の七、第二項及び第三項並びに第十九条の八、第五項中「及び研究員調整手当」とある

14 1 附則 13 略
 第一条中給与法第十三条の四を削る改正規定の施行の際第一条の規定（附則第一項第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の給与法（以下「旧給与法」という。）第十三条の四第一項又は第二項の規定により筑波研究学園都市移転手当を支給することとされていた職員（第一条の規定による改正後の給与法（以下「新給与法」という。））第十一条の八第一項又は第二項の規定により研究員調整手当を支給されることとなる職員を除く。）については、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に筑波研究学園都市移転手当の従前の例による支給の割合を段階的に引き下げた割合を乗じて得た月額の暫定筑波研究学園都市移転手当を支給する。

17 15 16 略
 職員に附則第十四項又は第十五項の規定により暫定筑波研究学園都市移転手当が支給される間、新給与法第五条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百二十二号）附則第十四項及び第十五項の規定する暫定筑波研究学園都市移転手当」と、新給与法第十九条、第十九条の四、第四項及び第五項、第十九条の七、第二項及び第三項並びに第十九条の八、第五項中「及び研究員調整手当」とある

18 18 略
 28 27 略
 （国家公務員災害補償法等における読替え）
 職員に附則第十四項又は第十五項の規定により暫定筑波研究学園都市移転手当が支給される間、附則第二十四項の規定による改正後の国家公務員災害補償法第四条第二項中「及び管理職員特別勤務手当」とあるのは「管理職員特別勤務手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」と、附則第二十五項の規定による改正後の国家公務員退職手当法第五条第四項中「研究員調整手当の月額」とあるのは「研究員調整手当の月額並びに同法に規定する俸給及び扶養手当の月額に対する一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百二十二号）附則第十四項及び第十五項の規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額」と、前項の規定による改正後の国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項中「及び期末特別手当」とあるのは「期末特別手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」とする。

18 18 略
 28 27 略
 （国家公務員災害補償法等における読替え）
 職員に附則第十四項又は第十五項の規定により暫定筑波研究学園都市移転手当が支給される間、附則第二十四項の規定による改正後の国家公務員災害補償法第四条第二項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」と、附則第二十五項の規定による改正後の国家公務員退職手当法第五条第四項中「研究員調整手当の月額」とあるのは「研究員調整手当の月額並びに同法に規定する俸給及び扶養手当の月額に対する一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百二十二号）附則第十四項及び第十五項の規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額」と、前項の規定による改正後の国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項中「及び期末特別手当」とあるのは「期末特別手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当」とする。

改正案

現行

2 4 (投票所経費)
 7 略
 8 投票が十一月一日から三月三十一日まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）の間に
 行われる場合の投票所については、燃料費として、九
 百二十四円を加算する。ただし、一般職の職員との給与
 に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法
 律第 号）（第二条の規定による改正前の国家公務
 員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二
 百号））に基づく寒冷地手当（以下「旧寒冷地手当」と
 いう。）を支給していた地域における投票所について
 は、当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級
 地にあつては千五百五十五円、二級地にあつては千三
 百八十五円、三級地にあつては千五百一十円、四級地にあ
 つては千六百十七円、五級地にあつては千八百四十七
 円（道の区域にあつては、三千四百六十八円）をそれ
 ぞれ加算するものとする。

2 4 (投票所経費)
 7 略
 8 投票が十一月一日から三月三十一日まで（道の区域
 にあつては、十一月一日から四月三十日まで）の間に
 行われる場合の投票所については、燃料費として、九
 百二十四円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地
 手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）に基
 づく寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）を支
 給する地域における投票所については、一級地にあつ
 ては千五百五十五円、二級地にあつては千三百八十五
 円、三級地にあつては千五百一十円、四級地にあつては千
 六百十七円、五級地にあつては千八百四十七円（道の
 区域にあつては、三千四百六十八円）をそれぞれ加算
 するものとする。

2 6 (選挙会経費及び選挙分会経費)
 略

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日
 まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十
 日まで）の間に
 行われる場合においては、燃料費とし

2 6 (選挙会経費及び選挙分会経費)
 略

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日
 まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十
 日まで）の間に
 行われる場合においては、燃料費とし

て、三万二千三百二十六円を加算する。ただし、旧寒
 冷地手当を支給していた地域における選挙会又は選挙
 分会については、当該旧寒冷地手当の支給地域の区分
 に応じ、一級地にあつては四万四百八十八円、二級地にあ
 つては四万八千四百八十九円、三級地にあつては五
 万二千五百三十九円、四級地にあつては五万六千五百七
 十一円、五級地にあつては六万七千九百七十九円（道の
 区域にあつては、六万七千九百七十九円）をそれぞれ
 加算するものとする。

て、三万二千三百二十六円を加算する。ただし、寒冷
 地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会に
 ついては、一級地にあつては四万四百八十八円、二級地に
 あつては四万八千四百八十九円、三級地にあつては五
 万二千五百三十九円、四級地にあつては五万六千五百七
 十一円、五級地にあつては六万七千九百七十九円（道の
 区域にあつては、六万七千九百七十九円）をそれぞれ
 加算するものとする。

2 9 (演説会施設公営費)
 略

6 演説会が十一月一日から三月三十一日まで（道の区
 域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）の間
 に行われる場合においては、燃料費として、三百六十
 九円を加算する。ただし、旧寒冷地手当を支給してい
 た地域における演説会場については、当該旧寒冷地手
 当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては四百六
 十二円、二級地にあつては五百五十四円、三級地にあ
 つては五百九十九円、四級地にあつては六百四十六
 円、五級地にあつては七百三十八円（道の区域にあつ
 ては、千百十円）をそれぞれ加算するものとする。

2 9 (演説会施設公営費)
 略

6 演説会が十一月一日から三月三十一日まで（道の区
 域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）の間
 に行われる場合においては、寒冷地手当を支給する地域
 における演説会場については、一級地にあつては四百
 六十二円、二級地にあつては五百五十四円、三級地に
 あつては五百九十九円、四級地にあつては六百四十六
 円、五級地にあつては七百三十八円（道の区域にあつ
 ては、千百十円）をそれぞれ加算するものとする。

7 (事務費)
 第十三条 略

4 選挙が十一月一日から三月三十一日まで（道の区域
 にあつては、十一月一日から四月三十日まで）の間に
 行われる場合においては、都道府県にあつては一万千

7 (事務費)
 第十三条 略

4 選挙が十一月一日から三月三十一日まで（道の区域
 にあつては、十一月一日から四月三十日まで）の間に
 行われる場合においては、都道府県にあつては一万千

八十三円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては五千五百四十二円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が旧寒冷地手当を支給していた地域にある場合においては、当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとす

5 5 略	五級地		四級地	三級地	二級地	一級地	都道府県、 市町 村等	都道府県	都道府県の支庁、 地方事務所若しく は認定出先機関又 は市区町村
	道の区域	都府県の区域							
	三三、二九六	二二、一六六	一九、三九五	一八、〇一〇	一六、六二五	一三、八五四	円		六、九二七
									一六、六四八

八十三円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては五千五百四十二円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合においては、次の表に掲げる額を加算するものとす

5 5 略	五級地		四級地	三級地	二級地	一級地	都道府県、 市町 村等	都道府県	都道府県の支庁、 地方事務所若しく は認定出先機関又 は市区町村
	道の区域	都府県の区域							
	三三、二九六	二二、一六六	一九、三九五	一八、〇一〇	一六、六二五	一三、八五四	円		六、九二七
									一六、六四八

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（附則第二十二項関係）

改正案

現行

（平均給与額）
 2 第四条 略
 2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特勤勤務手当（同法第十四條の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。

（平均給与額）
 2 第四条 略
 2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特勤勤務手当（同法第十三條の三の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。

○ 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第二十三項関係）

改 正 案	<p>一、四 略 五 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四 年法律第二百号）（第三条第二項及び第四条の規定を 除く。） 六、九 略</p>
現 行	<p>一、四 略 五 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四 年法律第二百号）（第五条第二項及び第六条の規定を 除く。） 六、九 略</p>

○ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）（附則第二十四項関係）

改 正 案	<p>（給与の支給方法） 第四条 在外職員（期末手当、勤勉手当及び期末 特別手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する 法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第 九条及び第十九条の十の規定にかかわらず、毎月一回 その給与の月額をその月の下旬に支給する。 2・3 略</p>
現 行	<p>（給与の支給方法） 第四条 在外職員（期末手当、勤勉手当及び期末 特別手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する 法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第 九条及び第十九条の十一の規定にかかわらず、毎月一 回その給与の月額をその月の下旬に支給する。 2・3 略</p>

改正案

現

行

	<p>（定義等） 第二条 略 2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの（ト）又はチに掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。） イ〜ヘ 略 ト 一般職給与法別表第六イ教育職俸給表（一）の職務の級三級以上の職員 チ 一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表（二）の職務の級三級の職員</p>
	<p>（定義等） 第二条 略 2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの（ト）から又までに掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。） イ〜ヘ 略 ト 一般職給与法別表第六イ教育職俸給表（一）の職務の級四級以上の職員 チ 一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表（二）の職務の級三級以上の職員 リ 一般職給与法別表第六ハ教育職俸給表（三）の職務の級三級以上の職員 ヌ 一般職給与法別表第六ニ教育職俸給表（四）の職務の級三級以上の職員</p>

<p>3 8 略</p>	<p>一 カ ワ ヲ ル ヌ リ の二 略略略略略略 六 略</p>
<p>3 8 略</p>	<p>一 タ ヨ カ ワ ヲ ル の二 略略略略略略 六 略</p>

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（附則第二十六項関係）

改正案	現行
<p>（一般職の職員の給与に関する法律の特例）</p> <p>第十條 略</p> <p>2 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十二條第四項、第十二條の二第三項及び第十四條第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等とみなす。</p>	<p>（一般職の職員の給与に関する法律の特例）</p> <p>第十條 略</p> <p>2 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十二條第四項、第十二條の二第三項及び第十三條の三第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等とみなす。</p>